

南伊勢町地域貢献促進事業費補助金

補助対象外となる経費に関する Q&A

Q1. なぜ「関係者」からの購入等を対象外にするのですか？

A. 補助金は税金をもとにしたお金なので、使い道はだれが見ても納得できる必要があります。団体の構成員やその関係先から物を買ったり借りたりすると、「身内にお金が回っていないか」「金額は適正か」などの疑いが出やすくなります。そこで、誤解やトラブルを防ぎ、公平でわかりやすい制度にするため、関係者への支払いは補助の対象外としています。

Q2. 「関係者」とは、具体的に誰が含まれますか？

- A. 代表者・役員・会員などの構成員本人に加え、次が含まれます。
- 構成員が役員を務める会社/団体
 - 構成員の勤務先(会社/団体)
 - 構成員が個人事業主の場合、その本人と家族(配偶者および二親等内親族)
-

Q3. 団体の構成員が経営する店で、備品や消耗品を買ってもいいですか？

A. いいえ。関係者からの購入に当たるため、補助対象外です(備品購入費/需用費等を問わず対象外です)。

Q4. 構成員が勤めている印刷会社に、チラシ印刷を発注できますか？

A. できません。構成員の勤務先は関係者に当たるため、補助対象外です。(委託料や需用費(印刷製本費)を問わず対象外です)。

Q5. 会場や機材を、構成員の勤めている会社から借りる場合の使用料は対象ですか？

A. 関係者へ支払う経費は、どの費用項目であっても補助対象外となります。

Q6. 構成員が個人事業主である場合、その「家族」が営む店で購入した場合も対象外ですか？

A. 構成員が個人事業主である場合、その「家族」が配偶者および二親等内親族に当たる場合は関係者となるため、家族が営む店からの購入も対象外です。

Q7. 食糧費で購入した食材を調理したものは、構成員に提供してもいいですか？

A. 提供先の大半が構成員以外の方であって、事業に直接必要な範囲であれば可能です（例：防災事業での炊き出し等）。

ただし、食材や飲料を関係者から購入することは不可です。また、懇親会・慰労会等、事業の実施に直接必要と認められないものは対象外です。

Q8. 旅費はどうなりますか？

A. 旅費にかかわらず、関係者に支払う経費であれば全て補助対象外です。補助対象となる旅費は、たとえば講師・有識者の招へい旅費など、団体の構成員への支払を伴わず、補助事業の実施に直接必要なものに限ります。

Q9. 「講師がたまたま構成員だった」場合、謝金や旅費は出せますか？

A. 構成員は関係者に当たるため、原則として構成員に支払う経費は補助対象外です。

外部講師の活用をご検討ください。

Q10. 関係者に当たるか微妙な場合はどう扱いますか?

A. 原則として、**疑義が生じる取引は避けていただくのが安全です。**判断が分かれるケースは、支払先の実態(役員就任・勤務実態・家族関係など)により、関係者に該当すると整理します。